平成２８年（フ）第２８８号
愛知県春日井市町屋町3616番地46
債務者　白濵　　香
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８２号
名古屋市千種区下方町１丁目50番地　第一美津濃荘202号
債務者　平松　紀幸
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１号
神戸市兵庫区石井町７丁目２番１号
債務者　藤本　潤子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３号
神戸市兵庫区大同町４丁目５番13号　大同ビル302号
債務者　前田　芳伸
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８号
兵庫県三木市大塚２丁目３番45号　県住１棟７号
債務者　保宗　久枝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９号
神戸市長田区片山町３丁目５番11号ネオハイツ片山町301号
債務者　松本　真乃
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２号
神戸市北区南五葉２丁目４番18―108号
債務者　山村　利沙（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番10号
債務者　先川千代美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４３号
兵庫県芦屋市大東町４番７号
債務者　樋口　九三
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎171番地
債務者　山中　智恵
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
青森県黒石市大字上十川字山元52番地24
債務者　村上　輝芳
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３９号
青森県黒石市大字上十川字山元52番地24
債務者　村上　葉子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２０１３号
名古屋市南区道徳新町６丁目17番地　メゾン橘301号
債務者　河形　裕司
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３２号
愛知県半田市柊町５丁目11番地の10
債務者　佐藤　みな
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1745　ＴＳＵＢＡＫＩ　Ｂ101号室、住民票上の住所三重県桑名市大山田４丁目10番地９
債務者　大西　　渡
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
福島県会津若松市緑町１番32号　県営緑町団地14棟１号室、前住所福島県会津若松市日新町17番30号
債務者　小島　　仁
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係